

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

宗教法人「 」

代表役員

電話番号

基本財産総額変更届

このたび、基本財産の総額を変更し、宗教法人法第53条の規定による登記をいたしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。